

2026年3月11日

各位

会社名 株式会社エンビプロ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 佐野文勝
(コード番号: 5698 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 管理管掌 竹川直希
(TEL. 0544-21-3160)

当社連結子会社による更正処分取消請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社 NEWSCON（以下、NEWSCON）は、本日（2026年3月11日）、国（処分行政庁：京橋税務署長）を被告として、消費税及び地方消費税の更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（以下、本件更正処分等）の取消しを求める訴訟を東京地方裁判所に提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟提起に至った経緯及び理由

2024年6月21日付「特別損失の計上、業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」及び2025年9月24日付「国税不服審判所からの裁決書の受領について」にて公表いたしましたとおり、NEWSCONは、京橋税務署長より輸出販売取引の一部に関して本件更正処分等を受けました。これに対し、NEWSCONは東京国税不服審判所に対して審査請求を行っておりましたが、2025年9月20日に同請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。

当社グループといたしましては、これまで法令に従い適正な税務処理を行ってきたものと認識しており、本件更正処分等は事実認定及び法令解釈を誤ったものであると判断しております。これを受け、当社は本日開催の取締役会において、司法の場において主張の正当性を明らかにすべく、NEWSCONが本件更正処分等の取消しを求めて東京地方裁判所に提訴することを承認いたしました。

2. 訴訟の概要

- 提起する裁判所：東京地方裁判所
- 訴訟の提起日：2026年3月11日
- 訴訟の提起者：（原告）株式会社 NEWSCON（当社の連結子会社）
- 訴訟の相手方：（被告）国
- 請求の趣旨：2024年7月30日付東京国税局長による、2021年6月期から2024年6月期までの4事業年度における各課税期間の本件更正処分等の取消しを求める。

3. 今後の見通し

本件更正処分等に係る税額及び附帯税につきましては、2024年6月期において全額を特別損失として計上し、その後全額納付済であるため、本件訴訟提起による当期の業績への影響はありません。今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上